令和3度商品テスト(苦情処理テスト)の概要

令和4年3月31日現在

区	食料	住居	光熱	初月		保 健 •	教 養 •	車両・	土地・建物	その	計
分		ų ui	水品	ら クリーニンク゛	被服品	衛生品	娯楽品	乗り物	• 設備	他	
総 件 数	1	3	0	3	2	1	1	0	1	0	1 2
(うち外部依頼件数)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)

(相談内容及びテスト結果の概要)

(1口形)	F1合及UT/	ト活果の概要)		
受付番号	受 年月日	相談内容	テスト項目	テスト結果
1	3. 3.29	加圧スパッツ (着用できない)	・外観検査 ・顕微鏡観察 ・素材鑑別試験 ・伸び測定試験 ・着装試験	相談品の加圧スパッツは、最大サイズ(ウエスト85cm、ヒップ105cm)の体形モデルを作成して着装できるか確認をしたところ、着装が可能であった。また、相談品のサイズ表示は、JISと同じ範囲であり、表示に問題は無かった。なお、JISにはふくらはぎや太もものサイズ基準は無いため、この部分についての評価はしなかった。
	県消費生活総	総合センター		(被服品)
2	3. 6.14 安城市消費生	胴長 (損傷の原 因)	・外観検査・顕微鏡観察・FTIR 分析・測色試験	相談品の胴長の漏水は、ポリエステルの編地でカバーされたクロロプレン発泡ゴムの有効厚の減少に伴う防水能力の低下が原因であると考えられる。損傷部分の表地においては、複数箇所で加重による糸の扁平化および編地の変形が観察され、表地のほつれへと進展している。さらに、ほつれが拡大した膝部では表地の奥にある発泡ゴムに摩耗、亀裂が観察された。このことから、相談品の損傷は、一過性の傷で発生したものではなく、累積した負荷により生成したと考えられる。 (被服品)
3	3. 6.26	新築建売住宅の壁紙(青いシミ)	・提出された試料、写真について・ブラックライト観察・顕微鏡観察	提出された試料のセロテープから、カビの可能性を疑わせる蛍光が観察されたが、顕微鏡観察の結果、カビの菌糸や胞子と判断される物質は観察されなかった。一部に青色の物質も確認されたが、微細な物質でカビの胞子とは考え難いと推定された。なお、提出された試料は苦情部の一部のみから採取されたものであるため、壁紙の青色のシミの全てについて今回のテスト結果と同様であると言うことは出来ない。
	県消費生活総	8合センター		(土地・建物・設備)
4	3. 7.10	ダウンジャ ケット (色落ち)	・外観検査 ・顕微鏡観察 ・繊維鑑別 ・アイロン加熱試験	相談品の黒色ダウンジャケットのボタンやファスナースライダー部の色落ちはアイロンやプレス機による加熱・加圧処理、又は着用による擦れによるアタリにより、表面の光沢が変化

			게다 선 국사로스	1 内収1 もとは 赤な1 マハフ しこ ロンルコ			
			・測色試験	し白化したため、変色しているように見えたも			
				のと推定される。アイロン加熱試験では低温以			
				外でアイロン加熱されると、白化が明確に分か			
				ることも確認出来たが、アイロン加熱が原因と			
				断定することは難しい。また、顕微鏡で観察し			
				たところ、白化した部分では生地の白色ナイロ			
				ン繊維が表面にやや多く観察され、アイロン加			
				熱・加圧や摩擦により糸がつぶされ、芯糸の白			
				色繊維が表面に僅かに多くなったことから白			
				化した可能性も考えられる。			
	県消費生活総	合センター		(被服品・クリーニング)			
	3. 9. 1	テレビ、電源	• 外観検査	相談品の電源コードの接続部の発煙は、AC ア			
		コード	• 顕微鏡観察	ダプターの電源供給端子の接触不良により生			
		(発煙)	・FTIR 分析	じた可能性が高いと推定される。この AC アダ			
			• X 線透過試験	プターの電源供給端子の変色の見られるマイ			
				ナス端子のスプリングピン内のスプリングの			
_				作用が見られないことから、内部で損傷してい			
5				ると考えられる。この損傷により、モニター本			
				体及び AC アダプターの両端子間に十分な接触			
				圧が掛からなかったため両端子の金属間の接			
				触が不十分となり接触抵抗の増大が生じ、発煙			
				に及んだ可能性がある。			
			(独)製品評価技術基盤機構中部支所にて原因究明 (教養・娯楽品)				
	3. 9. 6	保温ポット	· 外観検査	相談品の保温ポットの白い粉は、水道水中のミ			
	0. 0. 0	(白い粉の分	・顕微鏡観察	ネラル成分が固化したものと判断される。保温			
		析)	・赤外分光分析	ポット内におちていた白い紛とポット口金部			
		יוועי	・蛍光X線分析	からは主にケイ素 (Si)、カルシウム (Ca)、マ			
			五九 八 八八	グネシウム (Mg) が、パッキン小の表面からは			
				主にケイ素(Si)が検出され、FTIR測定から無			
				機物であると推定された。パッキン小の表面を			
G				へらでこすったところ、下地から本来のパッキ			
6							
				ンが現れ、FTIR でシリコーンであることが確認			
				できた。しかし、パッキン小の表面に付着して			
				いた物質は無機物シリカであると考えられた			
				ことから、2年間の使用により少しずつ水道水			
				中のシリカが付着していったことが原因と考			
	旧沙曲上げか	A. A. V. A.		えられる。			
	県消費生活約		41 /5H 4A -	(住居品)			
	3.10. 9	婦人ブラウ	• 外観検査	相談品の婦人ブラウス全体の黄色化は、服地に			
		ス (本な)	• 顕微鏡観察	使用されていた絹糸が製造後14年以上経過			
		(変色)	• 繊維鑑別試験	したことによる経年劣化が主な原因と推定さ			
7			・測色試験	れる。また、襟と袖口の黄変は皮脂や汗汚れが			
				経時変化により黄色化した可能性が推定され			
	旧 沙井 ルマム	A A . In		3. (Helia a to 1) (1)			
	県消費生活約		ALCOLUMN TO THE STATE OF THE ST	(被服品・クリーニング)			
	3.11.24	りんご	・外観、カット面検査	提出された相談品のりんごのうち、カットされ			
		(糖度測定)	・糖度測定	た品には蜜は観察されなかったが、カットされ			
8				ていなかったりんごをカットしたところ、蜜が			
				観察された。 糖度測定結果は、13.2~15.2 であ			
				った。			
	大山市消費生	- 浜舟いカ		(食料品)			

県	消費生活総合セ	ンター	・ブラックライト観 察	えるようになった可能性がある。蛍光増白剤の 効果が減少する要因には、洗浄による蛍光増白 剤の脱落ないし薬剤による化学変化が考えら れるが、見本生地を通常に洗浄する程度では変 化しておらず、原因を特定することはできなか った。 (被服品・クリーニング)
1 0	(出)	火) •	・外観検査 ・分解検査 ・X線透過検査 ・赤外分光分析 ・蛍光 X線元素分析	電気ポットの電気部品に異常発熱及び出火の 痕跡は認められないことから、製品に起因しな い事故と推定される。分解し内部の各部を確認 したところ、損傷箇所に接する断熱材に変色が 認められたが、その内側の変色はわずかであっ た。また、出火要因となる電気系統の異常を調 べたが、目視及び X 線透視によっても異常発熱 痕等の異常は認められなかった。相談品の設置 場所は、台所のシンクとガスコンロとの間であ り、ガスコンロ側が発火していることを考える と、出火部位の合成樹脂素材がガスコンロの放 射熱を累積的に受け、表面がガス化し、引火な いし発火に至った可能性もあり得る。
	消費生活総合セ	(,,		機構中部支所にて原因究明 (住居品) 相談品の素材は、ポリプロピレンとポリエチレ
1 1	電子除選	チレンジ ・ 樹バッグ ・ 損原因) ・	・外観検査 ・顕微鏡観察 ・赤外分光分析 ・実使用試験	ン・テレフタレートの複層合成樹脂フィルムで、このフィルムを熱溶着により成形してバッグとしているが、熱溶着部の接着不良による剥離は見られなかった。未使用のバッグで説明文の指示通りに、60mlの水により700W5分間電子レンジで加熱する試験を30回行ったが、熱による変形はしたが、破裂など危険な現象は発生しなかった。今回の試験では損傷は見られなかったが、使用条件が違えば、異なる試験結果となる可能性も考えられる。
			• 外観検査	(住居品) 相談品の内刃の刃部の材質は、11 月品、12 月
1 2	バー	- 刃の材質 E)	• 赤外分光分析 • 蛍光 X 線元素分析	品はセラミック、1月品はステンレスであると判断される。3品とも刃部の赤外分光分析測定結果では、吸収ピークが見られなかったため、プラスチック等の有機物では無いと判断され、蛍光X線元素分析により、11月品、12月品はハフニウムとイットリウムを含んだジルコニアセラミックス、1月品はクロムを13%程度含有したマルテンサイト系ステンレスであると判断される。 (保健・衛生品)